

第3弾のべおか市民生活応援商品・サービス券 取扱店募集要項

延岡市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するとともに、市内消費を下支えするため、令和5年9～11月に配布した商品券に引き続き「第3弾のべおか市民生活応援商品・サービス券（以下、「商品券」）」を全世帯配布します。

「商品・サービス券」配布にあたり、幅広い業種において、市内の店舗・事業所等を対象に取扱店を募集します。

1 商品券について

商品券の概要は以下のとおりです。

名 称	第3弾のべおか市民生活応援商品・サービス券
発 行 総 額	約3億円
発 行 セ ッ ト 数	約60,000セット
配 布 対 象 者	令和5年12月1日現在で延岡市の住民基本台帳に記録されている世帯（以下、「配布対象世帯」という）の世帯主
使 用 期 限	令和6年9月30日（月）
換 金 期 限	令和6年10月11日（金）

2 商品券の配布方法

配布対象世帯に対し、金額 5,000 円分（500 円×10 枚）の商品券を、日本郵便株式会社の“ゆうパック”で郵送します。

3 商品券取扱店の応募対象者

延岡市内に事業所を有する個人又は法人であり、次の各号のいずれにも該当しない方が応募することができます。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係する者
- （3）業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- （4）その他市長が不相当と認める者

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、各種商品券など換金性の高いもの
- (2) 株式、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- (3) たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項に基づくもの）
- (4) 国や地方公共団体、保険適用の医療費、公共料金の支払い、税金の納付等
- (5) 土地・家屋購入及び家賃・地代・駐車料等の不動産に係るもの
- (6) 電子マネーカード等への入金
- (7) その他市長が特に指定するもの

5 商品券取扱店の遵守事項

- (1) 商品券取扱店のステッカー等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (2) 特定取引において、商品券の受取を拒まないこと。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (4) 自らの事業上の取引に使用しないこと。
- (5) 自らの世帯に配布された商品券を自店舗で使用されたかのように偽って換金する等の不正な行為を、決して行わないこと。
- (6) その他、『のべおか市民生活応援商品・サービス券』全世帯配布事業実施要綱』の趣旨に反すると認められる行為をしないこと。
- (7) 手指消毒、換気等の新型コロナウイルス感染拡大予防策を講じていること。

6 商品券の取扱いにおける注意事項

- (1) 商品券は、延岡市内の「第3弾のべおか市民生活応援商品・サービス券取扱店」の表示がある店舗において使用できます。
- (2) 使用する商品券の額面に満たない特定取引については釣銭の支払いはできません。
- (3) 釣銭を出すことができないため、会計の際に商品券に現金を加えて取扱をしてください。
- (4) 商品券と現金との交換はできません。
- (5) 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者は責任を負いません。

7 商品券取扱店の登録

新たに登録する際は、「のべおか市民生活応援商品・サービス券取扱店登録申請書」の提出が必要です。

なお、登録内容に変更がある場合は、変更届が必要です。延岡市商業・駅まち振興課へお問い合わせください。

- (1) 申 込 先： 延岡市役所 商業・駅まち振興課 （延岡市役所本庁3階）
〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

(2) 申込期限： 商品券使用期間において随時募集

※令和6年1月18日以降に申込みをされた店舗については、商品券と同時送付する「のべおか市民生活応援商品・サービス券」の取扱店一覧には掲載されませんのでご了承ください。

その場合、延岡市ホームページに取扱店一覧を掲載し、周知します。

(3) 申込方法： 郵送、FAX（0982-22-7080）、商業・駅まち振興課窓口のいずれかによる。

(4) 提出資料： ① のべおか市民生活応援商品・サービス券取扱店登録申請書（裏面あり）

② 振込先口座の通帳のコピー（表紙と見開きの1～2ページ）

8 商品券取扱店の取消等

この募集要項及び「のべおか市民生活応援商品・サービス券」全世帯配布事業実施要綱に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、不正な行為により損害金が発生したときは請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査等を行う場合があります。その場合は、商品券の売上に係る資料の提出などの協力を求めます。

9 商品券の換金方法

換金手続きから振込までの期間は、約2～3週間程度です。

※第2弾商品券（令和5年9月～11月配布）と第3弾商品券は別で振込がされます。

(1) 換金申請に必要なもの

① 第3弾のべおか市民生活応援商品・サービス券取扱店換金申込書

② 使用済商品券 ※商品券の裏面には、必ず取扱店名を記入（ゴム印可）してください。

(2) 換金期間

商品券の利用開始日（令和6年2月下旬）から令和6年10月11日（金）まで

※第2弾商品券の換金期限は、令和6年3月8日（金）までです。

※なるべく14時までに、金融機関での申請を行ってください。

※上記期間以外での換金申請には、一切応じられませんのでご注意ください。

(3) 換金窓口金融機関

① 延岡信用金庫の各営業店

② 延岡農業協同組合の各営業店

(4) その他

・換金手続きの際は、他の商品券が混在しないように、事業所（店舗）にて必ず商品券の枚数を数えた上、換金申込書に必要事項を記入してください。

・事業所（店舗）ごとの第3弾商品券の集計額が1万円を超える事業所（店舗）に対して振込手続きを行います。

・振込手数料は発生しません。

・換金金融機関にまとめて持ち込まれた場合、換金期間が遅れる場合もございますので、定期

的な換金をお願いいたします。

10 お問い合わせ先等

【お問い合わせ先】

第3弾のべおか市民生活応援商品・サービス券お問い合わせセンター
0120-301-714 2月15日開設予定
平日 9:00 ~ 17:00 (年末年始を除く)

◇「のべおか市民生活応援商品・サービス券取扱店登録申請書」の提出先はこちらです。

延岡市 商工観光文化部 商業・駅まち振興課

住 所 : 〒882-8686 延岡市東本小路2番地1 (延岡市役所本庁3階)

電 話 : 0982-34-7841 FAX : 0982-22-7080

e-mail : syougyo@city.nobeoka.miyazaki.jp